

滋賀県税条例の一部を改正する条例案について (概要)

1. 理由

自動車二税 (自動車取得税・自動車税) の身体障害者等減免制度について見直しを行うほか、国税犯則取締法の廃止に伴う地方税法の規定の整備に伴い、滋賀県税条例 (昭和 25 年滋賀県条例第 55 号) の一部を改正しようとするもの。

2. 改正の内容

(1) 自動車二税の身体障害者等減免制度の見直し

今般の自動車二税の身体障害者等減免制度の見直し (別添参照) において、①自動車取得税の減免に係る生計同一者運転の要件の廃止、②自動車税の減免に係る生計同一者運転の回数要件の緩和、③本人運転の適用対象者に知的障害者・精神障害者を追加、④減免額の上限額の設定をその内容としているところであるが、これらのうち、条例改正事項である③・④の見直しを行うために、所要の改正を行うもの。

(見直しの全体像のイメージ)

本条例案による改正事項

	身体障害者 <約11,700台 88.7%>	精神障害者 <約40台 0.3%>	知的障害者 <約1,400台 11.0%>	減免額
本人運転 <約9,500台 71.5%>	○	× ③ ○	× ③ ○	
<b>③ 本人運転の適用対象者の改正</b>				
用途回数要件 (自動車取得税) 通院・通学・通所・生業のために、 週 1 回または月 4 回以上使用	要件なし	<b>① 自動車取得税に係る生計同一者運転の減免適用要件の廃止</b>  <b>② 自動車税に係る生計同一者運転の減免適用要件の緩和</b>		全額減免 ④ 上限設定 <b>④ 減免額の改正</b>
生計同一運転 <約3,700台 28.5%>  (自動車税) 通院・通学・通所・生業のために、 週 1 回または月 4 回以上使用	要件なし 月 1 回以上使用			

(2) 国税犯則取締法の廃止に伴う地方税法の規定の整備に伴う改正

地方税の犯則調査手続については、地方税法により国税犯則取締法を準用することとされていたが、平成 29 年度税制改正において、国税犯則取締法が廃止されたことに伴い、相応する規定を地方税法で直接規定される等の所要の規定整備が行われたところ。

この地方税法の改正の際に、一定の犯則事件について地方税の犯則調査手続を県税事務所長が行うものとする地方税法上の規定が廃止されたところであり、引き続き、県税事務所長に犯則調査手続を行わせることとするため、知事の権限を県税事務所長に委任する必要があることから、所要の改正を行うもの。

3. 施行期日等

2 (1) は、平成 31 年 4 月 1 日から施行

2 (2) は、平成 30 年 4 月 1 日から施行

※ その他、所要の経過措置を定めるほか、所要の規定整備を行う。

## 自動車二税の身体障害者等減免制度の見直しについて

## 1. 制度の概要

身体障害者等が障害を克服し、健常者とともに支障なく社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えることを目的とし、①身体障害者が運転する自動車、②身体障害者等のために身体障害者等と生計を同一にする者等が運転する自動車に係る自動車税・自動車取得税について、自動車所有者の申請に基づき減免するもの。

## (1) 減免要件

区分	要件	要件の確認方法	
本人運転	○身体障害者（戦傷病者を含む）が取得・所有する自動車 ○専ら当該身体障害者が運転	①本人が身体障害者であること	身体障害者手帳等
		②本人が所有する自動車であること	車検証
		③本人が運転する自動車であること	免許証
生計同一者等運転	○身体障害者等（身体障害者・知的障害者・精神障害者）が取得・所有する自動車等 ○専ら当該身体障害者等の通院・通学・通所・生業のために当該身体障害者等と生計を同一にする者が運転	①本人が身体障害者等であること	身体障害者手帳等
		②本人が所有する自動車であること ②18歳未満・精神障害者・知的障害者の場合、生計同一者が所有する自動車であること	車検証
		③運転者が生計同一者等であること	生計同一証明書等
		④本人の通院・通学・通所・生業のために、週1回または月4回以上使用しているものであること	通院等証明書

## (2) 減免額

申請のあった自動車に係る自動車取得税・自動車税の全額

## 2. 見直しの背景

自動車二税の身体障害者等減免制度は、国の要請に基づいて昭和45年から運用してきているものであるが、以下のような昨今の状況に鑑み、制度の見直しを検討したところ。

- 身体障害者等の社会参画をより促進する必要があること。
- 投薬長期化等の身体障害者等を巡る環境の変化に対応する必要があること。
- 運転免許制度の見直しによる運転免許取得可能者の拡大等に対応していく必要があること。
- 税負担の公平性確保の観点から、税率に関わらず全額を減免することは、広く県民の理解が得られるものとなっていないと考えられること。

### 3. 改正案

#### ① 自動車取得税に係る生計同一者運転にかかる減免適用要件の改正

身体障害者等の社会参画を促進する観点から、自動車取得税の減免に係る生計同一者運転における要件を廃止する。【総務部長通達改正】

現行	改正案
<b>【用途回数要件】</b> 通院・通学・通所・生業のために、 週1回または月4回以上	<b>【用途回数要件】</b> なし

#### ② 自動車税に係る生計同一者運転にかかる減免適用要件の改正

身体障害者等を巡る環境の変化に対応するため、自動車税の減免に係る生計同一者運転における回数に係る要件の見直しを行う。【総務部長通達改正】

現行	改正案
<b>【用途回数要件】</b> 通院・通学・通所・生業のために、 週1回または月4回以上	<b>【用途回数要件】</b> 通院・通学・通所・生業のために、 月1回以上

#### ③ 本人運転の適用対象者の改正

知的障害者・精神障害者が運転免許を取得することが可能になったことを踏まえ、知的障害者・精神障害者について本人運転要件の適用対象者に加える。【条例改正】

現行	改正案
<b>【本人運転対象者】</b> 知的障害者・精神障害者は本人運転適用不可	<b>【本人運転対象者】</b> 知的障害者・精神障害者も本人運転適用可

#### ④ 減免額の改正

税負担の公平性確保の観点から、減免額の上限額を設定する。【条例・規則改正】

現行	改正後
<b>【減免額】</b> 税率に関わらず全額免除	<b>【減免額】</b> 以下のとおり減免の上限額を設定 ・自動車税 45,000円（重課対象車 51,700円） ・自動車取得税 300万円（課税標準額ベース）

#### (施行期日・経過措置)

平成31年4月1日から施行することとし、施行の日前において減免の適用を受けている自動車について引き続き減免の適用を受けるものは、減免の上限額を適用しない。

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

身体障害者等に対する自動車取得税および自動車税の減免制度の見直し等のため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 知的障害者および精神障害者本人が運転する場合、身体障害者および戦傷病者と同様に自動車取得税および自動車税の減免をできるようにします。（第1条による改正後の第53条、第71条関係）
- (2) 国税犯則取締法の廃止に伴う地方税法の規定の整備に伴い、条例により地方税犯則調査手続に係る知事の権限を県税事務所等の長に委任することとします。（第1条による改正後の第4条、第5条関係）
- (3) その他
  - ア この条例は平成31年4月1日から施行することとします。ただし、2(3)ウの一部は公布の日から、2(2)は平成30年4月1日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例 新旧対照表 (第1条関係)

旧	新
<p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>(県税事務所等の長に対する知事の権限の委任)</p>	<p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>(県税事務所等の長に対する知事の権限の委任)</p>
<p>5 第4条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項および県税に係る過料の徴収 <u>                                </u> に関する事項を県税の課税地を所管する県税事務所 の長に委任する。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。</p> <p>2 知事は、県民税(利子等(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第23条第1項第14号に規定する利子等をいう。以下同じ。)、特定配当等(同項第15号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。)、特定株式等譲渡対価等(同項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。以下同じ。))、特定株式等譲渡所得金額(同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。))および法人に係るものに限る。)、 法人の事業税、鉾区税、狩猟税および県たばこ税に係る徴収金の賦課徴収 <u>                                </u> に関する事項については、 前項本文の規定にかかわらず、西部県税事務所長に委任する。</p> <p>3 知事は、ゴルフ場利用税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項および過料の徴収 <u>                                </u> に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、中部県税事務所長に委任する。</p> <p>4 知事は、軽油引取税(免税証および免税軽油使用者証の交付および返納に関する事項を除く。))に係る徴収金の賦課徴収 <u>                                </u> に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、南部県税事務所長に委任する。</p> <p>5 知事は、自動車税および自動車取得税に係る徴収金の賦課徴収に関する <u>                                </u> 事項および過料の徴収 <u>                                </u> に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に委任する。</p>	<p>5 第4条 知事は、徴収金の賦課徴収、<u>県税に係る過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分</u>に関する事項を県税の課税地を所管する県税事務所の長に委任する。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。</p> <p>2 知事は、県民税(利子等(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第23条第1項第14号に規定する利子等をいう。以下同じ。)、特定配当等(同項第15号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。))、特定株式等譲渡対価等(同項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。以下同じ。))、特定株式等譲渡所得金額(同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。))および法人に係るものに限る。))、 法人の事業税、鉾区税、狩猟税および県たばこ税に係る徴収金の賦課徴収、<u>過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分</u>に関する事項については、 前項本文の規定にかかわらず、西部県税事務所長に委任する。</p> <p>3 知事は、ゴルフ場利用税に係る徴収金の賦課徴収、<u>過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分</u>に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、中部県税事務所長に委任する。</p> <p>4 知事は、軽油引取税(免税証および免税軽油使用者証の交付および返納に関する事項を除く。))に係る徴収金の賦課徴収<u>ならびに犯則事件の調査および処分</u>に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、南部県税事務所長に委任する。</p> <p>5 知事は、自動車税および自動車取得税に係る徴収金の賦課徴収、<u>過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分</u>に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に委任する。</p>

(1) 納期限後75日を経過した自動車税に係る徴収金(当該徴収金を納付すべき者の住所(法人にあつては、主たる事務所または事業所の所在地)が県内にあるものに限る。)の徴収に関する事項 当該徴収金を納付すべき者の住所(法人にあつては、主たる事務所または事業所の所在地)を所管する県税事務所の長

(1)および(2) 省略

(2) 前号に掲げる事項以外の事項 自動車税事務所長

6 法第20条の4の規定によつて知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る徴収金の徴収に関しては、当該徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所もしくは事業所またはその者の財産の所在地を所管する県税事務所または自動車税事務所(以下「県税事務所等」という。)の長に委任するものとする。

6および7 省略

7 知事は、前各項の規定によつて委任した事項について必要があると認められる場合においては、県税事務所等の長に指示することができる。

(県税事務所等の所管区域に変更があつた場合の賦課徴収に関する手続等の効力)

(県税事務所等の所管区域に変更があつた場合の賦課徴収に関する手続等の効力)

第5条 県税事務所等の所管区域に変更があつた場合において、当該区域に係る徴収金の賦課徴収および過料の徴収について従前当該区域を所管していた県税事務所等の長がした手続ならびに当該県税事務所等の長に対してした申告その他の手続は、それぞれ新たに所管することとなつた県税事務所等の長がした徴収金の賦課徴収および過料の徴収に関する手続ならびに当該県税事務所等の長に対してした申告その他の手続とみなす。

第5条 県税事務所等の所管区域に変更があつた場合において、当該区域に係る徴収金の賦課徴収、過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分について従前当該区域を所管していた県税事務所等の長がした手続ならびに当該県税事務所等の長に対してした申告その他の手続は、それぞれ新たに所管することとなつた県税事務所等の長がした徴収金の賦課徴収、過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分に関する手続ならびに当該県税事務所等の長に対してした申告その他の手続とみなす。

第6条から第38条の9まで 省略

第6条から第38条の9まで 省略

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告または報告の義務)

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告または報告の義務)

第38条の10 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の

第38条の10 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の

49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに(年  
の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から  
1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)  
に)、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で翌年度以後において法第72  
条の49の12第6項、第7項または第10項の規定の適用を受けようとするも  
のは、毎年3月15日までに、施行規則第7条に定める申告書を知事に  
提出することができる。

3 知事は、前2項の規定により申告すべき事項のほか、個人の事業に対す  
る事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

4 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所  
得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出し、または県民税につき第  
23条の3の申告書を提出した場合(施行令第35条の4に定める場合を除  
く。)には、本節の規定の適用については、当該申告書が提出された日に  
第1項または第2項の規定による申告がされたものとみなす。ただし、同  
日前に当該申告がされた場合は、この限りでない。

5 前項本文の場合には、当該申告書に記載された事項のうち第1項または  
第2項に規定する申告書に記載すべき事項に相当するものおよび次項の規  
定により付記された事項は、第1項または第2項の規定により申告された  
ものとみなす。

6 第4項本文の場合には、同項に規定する申告書を提出する者は、当該申  
告書に、施行規則第7条の2に規定する事項を付記しなければならない。

第38条の11から第52条まで 省略

(自動車取得税の減免)

第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、

49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに(年  
の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から  
1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)  
に)、施行規則第6条の7に定める申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で翌年度以後において法第72  
条の49の12第6項、第7項または第10項の規定の適用を受けようとするも  
のは、毎年3月15日までに、施行規則第6条の7に定める申告書を知事に  
提出することができる。

3 知事は、前2項の規定により申告すべき事項のほか、個人の事業に対す  
る事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

4 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所  
得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出し、または県民税につき第  
23条の3の申告書を提出した場合(施行令第35条の4に定める場合を除  
く。)には、本節の規定の適用については、当該申告書が提出された日に  
第1項または第2項の規定による申告がされたものとみなす。ただし、同  
日前に当該申告がされた場合は、この限りでない。

5 前項本文の場合には、当該申告書に記載された事項のうち第1項または  
第2項に規定する申告書に記載すべき事項に相当するものおよび次項の規  
定により付記された事項は、第1項または第2項の規定により申告された  
ものとみなす。

6 第4項本文の場合には、同項に規定する申告書を提出する者は、当該申  
告書に、施行規則第6条の8に規定する事項を付記しなければならない。

第38条の11から第52条まで 省略

(自動車取得税の減免)

第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、

当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車およびへき地巡回診療または血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車およびへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (3) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「身体障害者」という。）もしくは戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下「戦傷病者」という。）が運転する自動車に係る当該身体障害者もしくは当該戦傷病者の自動車の取得または身体障害者、戦傷病者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下「知的障害者」という。）もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障

当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車およびへき地巡回診療または血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車およびへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (3) 次のいずれかに該当する自動車の取得であつて、知事が必要であると認めるもの

ア 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第71条において「身体障害者」という。）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第71条において「知的障害者」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第71条において「精神障害者」という。）（以下この条および第71条においてこれらの者を「身体障害者等」という。）が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得

イ 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もし



害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要であると認めるもの

(4) 前号に掲げる自動車の取得以外の自動車の取得で、身体障害者等の利用に供し、または専ら身体障害者が運転するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車の取得であると知事が認めるもの

(5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車専ら当該法人の同条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するものに係る当該自動車の取得

(6) 取得した自動車が震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害(当該自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限り。)により著しく価値を減じた場合における当該自動車の取得で知事が必要であると認めるもの

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地方バス路線維持のために知事が交付するコミュニティバス運行対策費補助金を受けて取得した一般乗合用バスでコミュニティバス路線の運行の用に供するものに係る当該自動車の取得

(8) その他特別の事情により知事が必要であると認めるもの

2. 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、申告書を提出する際(同項第6号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証

くは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)

ウ 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)

(4) 前号に掲げる自動車の取得以外の自動車の取得で、身体障害者等の利用に供し、または専ら身体障害者等が運転するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車の取得であると知事が認めるもの

(5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車専ら当該法人の同条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するものに係る当該自動車の取得

(6) 取得した自動車が震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害(当該自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限り。)により著しく価値を減じた場合における当該自動車の取得で知事が必要であると認めるもの

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地方バス路線維持のために知事が交付するコミュニティバス運行対策費補助金を受けて取得した一般乗合用バスでコミュニティバス路線の運行の用に供するものに係る当該自動車の取得

(8) その他特別の事情により知事が必要であると認めるもの

2. 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、申告書を提出する際(同項第6号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証

明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、同項第3号に該当する場合にあつては、規則で定める書類および運転免許証の提示をもつて、当該書類の添付に代えることができる。

第54条～第70条 省略

(身体障害者等に関する自動車税の減免)

第71条 知事は、次に掲げる自動車に対しては \_\_\_\_\_、  
自動車税を減免することができる。

- (1) 身体障害者もしくは戦傷病者が運転する自動車であつて、当該身体障害者もしくは当該戦傷病者の所有するものまたは身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車であつて、当該身体障害者等の所有するもの(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する自動車を含む。)であつて、1人の身体障害者等につき1台に限り、知事が必要であると認めるもの

- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車で、身体障害者等の利用に専ら供するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車であると知事が認めるもの

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて

明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、同項第3号に該当するときは、当該申請書の提出と同時に規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

第54条～第70条 省略

(身体障害者等に関する自動車税の減免)

第71条 知事は、次に掲げる自動車に対しては、規則で定めるところにより、  
自動車税を減免することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する自動車であつて、知事が必要であると認めるもの(1人の身体障害者等につき1台に限る。)
- ア 身体障害者等が専ら運転する自動車であつて、当該身体障害者等の所有するもの
- イ 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転する自動車であつて、当該身体障害者等の所有するもの(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する自動車を含む。)
- ウ 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が専ら運転する自動車であつて、当該身体障害者等の所有するもの(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する自動車を含む。)

- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車で、身体障害者等の利用に専ら供するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車であると知事が認めるもの

前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて

徴収するものにあつては納期限

までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際

に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名および住所ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所および年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名および住所ならびに身体障害者等との関係
- (4) 使用目的
- (5) 第60条第2項第2号から第6号までに掲げる事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項第2号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限

までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際

に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名および住所

徴収するものにあつては納期限（納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2

月末日）までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際（当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度

の2月末日まで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名および住所ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所および年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名および住所ならびに身体障害者等との関係
- (4) 使用目的
- (5) 第60条第2項第2号から第6号までに掲げる事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項第2号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限（納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の

2月末日）までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際（当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度

の2月末日まで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名および住所

- (2) 使用目的  
 (3) 第1項第2号の特別の仕様の内容  
 (4) 第60条第2項第2号から第6号までに掲げる事項

第72条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 省略

2から4まで 省略

5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定める

\_\_\_\_\_ものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

以下 省略

- (2) 使用目的  
 (3) 第1項第2号の特別の仕様の内容  
 (4) 第60条第2項第2号から第6号までに掲げる事項

4 第1項の規定による減免を受けた者であつて、前2項の申請書を提出した日の属する年度の翌年度以降において引き続き減免を受けようとするものは、当該年度の翌年度4月1日における当該減免に係る自動車についての現況を知事に報告することにより、前2項の申請書の提出に代えることができる。

5 前項の規定の適用を受けた年度の翌年度以降における同項の規定の適用については、同項中「前2項の申請書を提出した日」とあるのは、「当該減免に係る自動車についての現況を知事に報告した日」とする。

第72条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 省略

2から4まで 省略

5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第

11項に規定するものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

以下 省略

滋賀県税条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧	新
<p>第1条から第73条の2まで 省略</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第73条の3 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、環境性能割を減免する。</p> <p>(1) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車およびへき地巡回診療の用に供する自動車</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者(以下この条および第73条の14において「身体障害者」という。)</u>もしくは戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者(以下「戦傷病者」という。)が運転する自動車(当該身体障害者または当該戦傷病者が取得した自動車に限る。)または身体障害者、戦傷病者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者(以下「知的障害者」という。)もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者(以下この条および第73条の14において「精神障害者」という。)(以下「身体障害者等」という。)のために当該身</p>	<p>第1条から第73条の2まで 省略</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第73条の3 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、環境性能割を減免する。</p> <p>(1) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車およびへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する自動車の取得であつて、知事が必要であると認めるもの</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者(以下この条および第73条の14において「身体障害者」という。)</u>、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者のうち規則で定める者(以下この条および第73条の14において「知的障害者」という。)または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者(以下この条および第73条の14において「精神障害者」という。)(以下この条および第73条の14においてこれらの者を「身体障害者等」という。)が専ら運転する自動車に係る当該</p>

身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）であつて、知事が必要であると認めるもの

- 14
- (3) 前号に掲げる自動車以外の自動車で、身体障害者等の利用に供し、または専ら身体障害者が 運転するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車であると知事が認めるもの
  - (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車であつて、専ら当該法人の同条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するもの
  - (5) 震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害（自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る。）により著しくその価値を減じた自動車であつて、知事が必要であると認めるもの
  - (6) 一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者が地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて取得した一般乗合用バス（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。第73条の5第1項第3号アにお

#### 身体障害者等の自動車の取得

イ 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

ウ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

- (3) 前号に掲げる自動車以外の自動車で、身体障害者等の利用に供し、または専ら身体障害者等が運転するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車であると知事が認めるもの
- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車であつて、専ら当該法人の同条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するもの
- (5) 震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害（自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る。）により著しくその価値を減じた自動車であつて、知事が必要であると認めるもの
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者が地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて取得した一般乗合用バス（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。第73条の5第1項第3号アにお

いて同じ。)であつて、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線(第73条の15第2項および第3項において「コミュニティバス路線」という。)の運行の用に供するもの(知事が必要であると認めるものに限る。)

(7) その他特別の事情により知事が必要であると認める自動車

2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第69条第1項の規定による申告の際(前項第5号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する場合にあつては、規則で定める書類および運転免許証の提示をもつて、当該書類の添付に代えることができる。

以下 省略

いて同じ。)であつて、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線(第73条の15第2項および第3項において「コミュニティバス路線」という。)の運行の用に供するもの(知事が必要であると認めるものに限る。)

(7) その他特別の事情により知事が必要であると認める自動車

2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第69条第1項の規定による申告の際(前項第5号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、同項第2号に該当するときは、当該申請書の提出と同時に規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

以下 省略